

まこと新聞

発行者
高島まこと
後援会
明石 直大
亀山市辺法寺町
205
85-1744

6月定例議会一般質問

ご挨拶

皆さんこんにちは、高島まことです。

6月は、定例議会の月です。市民の方や後援者の皆様に、日頃から、「これおかしいのと違うか？ここはこの様に変えてくれたらええのに」・・・と云った、素朴な疑問や、或いは、「ここは危険だから外灯を設置してくれないか？」と云った要望をまとめ、市議会に提案提出し、議会で質問や意見を述べ、最終的に市民の皆様が快適に安全、安心して暮らしていける様に推進していく場でございます。

6月23日（木）今回の一般質問として、私高島まことは、4つの質問をしました。

1. タクシーチケットについて
2. 亀山市軽自動車税有効期限について
3. 平成23年4月4日付伊勢新聞報道内容について
4. 国旗、国歌について

この4項目の質問内容について各項目別に詳しくお伝えしたいと思います。

タクシーチケットについて

高島：亀山市民で75歳以上の方は、申請すれば年間1万円分のタクシーチケット助成制度が有るが、どうして世帯（夫婦）では無く個人での申請なのか聞きたい。

答弁：以前は世帯に65歳以下の家族の方が同居されている場合は、申請出来なかったが、昨年からは、一律75歳以上の方は申請すればこの制度が受けられるようになった。各個人色々な生活習慣が有り、個人の意見が尊重されないケースが考えられますので個人の申請とさせて頂いた。

高島：私の知り合いの夫婦が、タクシーチケットを利用し、買い物や通院によく利用していたが、大変残念な事に旦那様がお亡くなりになり、たまたまその方のチケットが残ってしまった。このようなケースにならない為にも世帯で75歳以上の方でしたら誰でも使える様、今後は世帯（夫婦）単位での申請が出来る様に変更して頂きたい。

答弁：今後益々高齢化が進んでまいります。タクシーチケット助成制度に限らず今後研究、議論し検討していく所存でございます。

コメント

※市は、きずな、絆・・・と云っているが、長年連れ添った夫婦が、通院や買い物に揃って出かけるのはごく当たり前の光景です。昨今、経済的に大変なこのご時世で、75歳以上のお年寄りにとってこの制度は、大変ありがたい制度で有ります。どうしてここに来て個人を尊重して世帯申請が出来ないのか不思議で成りません。

この問題は、今後も市に対して追求していく所存です。

軽自動車税有効期限について

高島：まず亀山市軽自動車納税対象台数は何台か？納税者数は何名いるのか。その内口座振り込みを利用している方の割合を聞きたい。

答弁：平成23年度軽自動車納税対象台数は、全体で22,411台その内軽4輪は、15,745台です。納税者は15,898名その内軽4輪は12,615名です。この中で口座引落を利用される方は、4,129名 割合は32.73%です。

高島：納税証明書の有効期限は、翌年の5月30日であり、この場合自動引落の方は、5月31日に納税者の

金融機関から引落され6月中旬に納税証明書が自宅に届く仕組みに成っています。その間、納税証明書が発行されないため車検が受けられず不合理ではないか。その状態で車検を受けるためには、納税証明書を発行して頂く必要が有り、車検整備工場業者の方は、役所に赴き担当者から金融機関に問い合わせたり、納税者の引落された通帳を照合しなければなりません。業者の方は、代車貸出の期間が延びたりして大変困惑しているのが現状です。対策として有効期限を半月延ばしたら簡単に解消出来るのではないかと？

答弁：高島議員の言われる様に前向きに取り組んでいきたいと思えます。

コメント

※市は、納税者に対してサービスの向上を目指すのは当たり前の話で、自動引落で、納税させるだけさせておいて、納税者や車検業者の都合は、そっちのけ・・・全く本末転倒な話で有ります。便利な筈の自動引落が、このような落とし穴が有ります。困った業者の方や納税者が打ち上げるまで市の担当者にとって関係ない話であります。

読者の皆様で普通自動車（県税）所有の方一度、有効期限を確認してみてください。納税証明書の有効期限は、翌年の6月15日と設定されています。

お隣の鈴鹿市や四日市市では、自動引落されている方の軽自動車税有効期限は県税と同じ6月15日の設定で有ります。市によって有効期限は、まちまちで統一されていません。おかしな話で有ります。

23年度納税証明書の有効期限（平成24年5月30日）は、既に印刷、発行し納税者宅に発送済みであるため次年度から変更予定だそうです。

平成23年4月4日付 伊勢新聞報道について

高島：本年4月に三重県知事選挙が施行され、松田陣営を応援するため県内の市長で日本の原点を構成しました。その中で櫻井市長は、その様な会は創ったらいけないと反論されました。私は、櫻井市長すばらしいと思いました。

櫻井市長は、3月28日亀山市文化会館に於きまして、松田氏の支持を訴えました。翌29日同場所で相手陣営の鈴木氏の支援を求めました。亀山市長として、双方の候補を応援されたことに対して、さすが櫻井市長と思いました。

しかし、4月4日付伊勢新聞の報道の中で地元算出のS参議院議員の発言に依りますと、地域戦略に於いて、来年度の亀山市に対して、国予算はない。と発言内容を報道されました。市長として発言した代議士や、報道した伊勢新聞社に対して事実確認をしたのかどうか聞かせて頂きたい。

市長：告示後の選挙活動で有りまして、加熱している部分も確かに有ります。事実確認に付いては、双方とも確認していません。

高島：その様な事では、困ります。この問題は、櫻井市長個人に言われたのではなく、亀山市民に対して発言であります。

まず、事実確認して頂き新聞社に対して訂正広告の依頼を出すとか、市長として記者会見を開いて市民の皆さんに事実関係を報告するのが筋では無いでしょうか？

市長：来年度の国予算は、問題有りません。従いまして、今後新聞社に対して事実確認や、記者会見を行う予定は、有りません。

コメント

※地元選出の議員が、双方の応援に行っただけで、市長に対して、要望は一切聞くな、来年度の国予算は、無い・・・と発言された記事が掲載された時点で、櫻井市長個人に対して言われたのでは無く、亀山市民に対して言われた事で有って即、事実確認を行うべきだと考えます。

この発言が事実で有るのならば、議員に対して徹底的に抗議し、新聞報道が間違いで有るのならば、即、訂正文の記載を求めるのが筋ではないでしょうか？

又、市長としてこの様な報道に対して市民の皆様に対して会見の場を設け事実関係を報告する義務が有るのでは無いでしょうか？

言われっぱなし、報道されっぱなしで、何も行動しない・・・大変残念な話です。

国旗国歌について

高島：戦後70年大変悲惨な想いをされた方々は沢山いらっしゃいます。国旗掲揚、国歌斉唱に対して未だに引きづっていらっしゃる方や団体も一部御座います。これからの国の在り方国民にとって共有すべき誇りや心のよりどころ、いたずらに戦争と結びつける大人が子供に押しつける想いは、一定の歯止めが必要では無いのでしょうか？

先般3月議会で教育長に国旗掲揚、国歌斉唱についてお聞きしたときその事について協議する・・・と答弁されたが、公務員、教育者として、その事は当たり前では無い

でしょうか？一部の方が、国歌歌っていない方が見えます。それについて取り組みをお聞かせ願いたい。

答弁：教育現場に於いて国旗掲揚、国歌斉唱について学習指導要領主旨に則り授業の中で意義や尊重する様、指導、教育しています。

高島：指導していると有りましたが、先生に指導しているのですか、生徒に指導しているのかどちらですか？

答弁：教職員ですので授業の場で教師が生徒に指導しています。

高島：よく卒業式等で国歌斉唱していない教師が、見られるがこの方々についてどの様な教育をされているのか聞かせて頂きたい。

答弁：教職員に対して教育委員会が指導せよと云うお話だと捉えたが、校長会の場で適切に指示をしている。

高島：指示ですが指導ですか？教育長として命令は出せないのか？

答弁：法令で制定されている以上それのっとり肅々と指示しています。

高島：教育長として職務命令として出して頂きたい。

答弁：自発的な行為で有り、一同起立、国歌斉唱を行っています。

高島：次に市長に聞きたい。亀山市の議会の中で市旗や、国旗が無い。これは普通の光景ですか？否ですか？

市長：今まで市旗、国旗について余り感じていなかった。この現状について、亀山市の歴史について整理確認したい。

高島：私は、市旗、国旗が無いのはおかしな光景だと感じた。三重県や四日市市は、向かって左に国旗、向かって右に県旗、市

旗が有るのが普通だと思う。

最後に市長、今回の東日本大震災の被災された方々の家、車、友達、思い出、家族、そして人生さえも流された想いを現地に行かれて、あの現場の現状を見て、肌で感じてきて頂きたい。答えは現場に有ります。早急に被災地に行ってください。

コメント

※私自身、国旗掲揚、国歌斉唱は、当たり前前の行為だと思います。

卒業式や入学式に来賓として参加させて頂いていますが、自ら手本を見せる教育者が、国歌斉唱していない現状を目のあたりにすると、日本の将来本当に良いのかなあ・・・とつくづく思います。

先ずは、教育者から根本的に指導をして頂けなければならない・・・と痛感しました。

それと、市議会会場に国旗、市旗が掲揚されていない現状・・・読者の皆様どう思いますか？普通ですか？

最後に東日本大震災を語るのであれば、やはり現地に赴いて、現場の空気を肌で感じて、震災者の話を聞いて、議論しなければ始まりません。

何回も云います様に「百聞は一見に如かず」現場に行ってみに行かなくては、何も語る事が出来ないと思います。

読者の皆様・・・

普段生活の中で「これはあかんやろ、ここはこうしてほしい」その様な疑問やご要望が有りましたら、高島までご連絡ください。